

法學士伊藤武彥著

國立公園法解說

國立公園協會發行

序

國立公園設定の先決問題として當協會が率先制定の必要を唱道したる國立公園法は遂に昭和六年四月一日を以て公布せられ愈々同年十月一日より施行せらるゝに至つた。是に由て我が國情に照して劃切なる國立公園の制度は確立し官民の適從すべき國立公園の基準は昭示せられたのである。念ふに國立公園は地方的の公園と異なり其の大風景地の保護開發は全國民を目標とする。従て所謂國立公園の統制管理は國立公園關係者は勿論一般國民の關心事であらね

ばならぬ。仍て當協會は主務當局者として親しく國立公園法の立案制定に關與せられたる内務省保健課長内務書記官伊藤武彦氏を煩して同法の大要につき平易通俗なる解説を請ひ本書を上梓するに至つた次第である。幸に本書が國立公園制度に對する國民の理解を進むるに役立つことを得れば本會の満足之に過ぎないのである。

昭和六年十二月

國立公園協會

國立公園法解説目次

緒言	一
第一編 總論	三
第一章 序論	三
第一節 國立公園法の沿革	三
第二節 國立公園法の目的	三五
第三節 國立公園法の效力	二九
第二章 國立公園の概念	三〇
第一節 國立公園の意義	三〇
第二節 國立公園と史蹟名勝天然紀念物及保安林との 制度上の差異	三四

第三節 現行法令に於ける公園と國立公園との關係……………三五

第三章 外國の國立公園の概觀……………三六

第一節 アメリカ合衆國の國立公園……………三六

第二節 カナダの國立公園……………四〇

第三節 イタリーの國立公園……………四七

第四節 其の他の諸國に於ける國立公園……………五〇

第二編 各論……………五五

第一章 國立公園の指定(第一條)……………五五

第一節 國立公園指定の意義……………五五

第二節 國立公園の區域……………五九

第三節 國立公園委員會の性質……………六四

第四節 國立公園の選定……………六五

第二章	國立公園計畫及國立公園事業の意義(第二條).....	七
第一節	國立公園計畫の意義.....	七
第二節	國立公園事業の意義.....	七
第三章	國立公園計畫及國立公園事業の決定(第三條).....	七
第一節	國立公園計畫及國立公園事業の決定の方法.....	七
第二節	國立公園計畫及國立公園事業の決定の効果.....	八
第四章	國立公園事業の執行者(第四條).....	八
第一節	行政官廳が執行者なる場合.....	八
第二節	公共團體が執行者なる場合.....	九
第三節	行政官廳又は公共團體に非ざる者が執行者なる場合.....	九
第五章	國立公園事業の費用(第五條).....	一〇

第一節	國立公園事業の費用負擔者	101
第二節	公共團體の費用分擔	105
第三節	國庫補助	108
第六章	國立公園の施設の管理(第六條)	109
第一節	國立公園の施設の管理者	110
第二節	國立公園の施設の管理費の負擔者	114
第三節	國立公園の施設の管理に對する統制	116
第四節	國立公園の管理と國立公園内の國有地の管理	117
第七章	占用料又は使用料(第七條)	120
第一節	占用料又は使用料の性質	121
第二節	占用料又は使用料の徵收方法	127
第三節	占用料又は使用料の歸屬	133

第八章	特別地域の公用制限(第八條)……………	一三四
第一節	特別地域の意義……………	一三六
第二節	特別地域の公用制限の内容……………	一四一
第三節	本法に依る許可處分と他の法令に依る許可處 分との關係……………	一五一
第四節	特別地域の免租……………	一五九
第九章	国立公園の保護利用の爲にする公用制限(第九條)……………	一六一
第一節	公用制限の目的と限界……………	一六一
第二節	公用制限の内容と形式……………	一六五
第三節	公用制限に因る損害補償……………	一七一
第十章	原狀回復の下命(第十條)……………	一七六
第十一章	實地調査の爲にする公用制限(第十一條)……………	一八〇

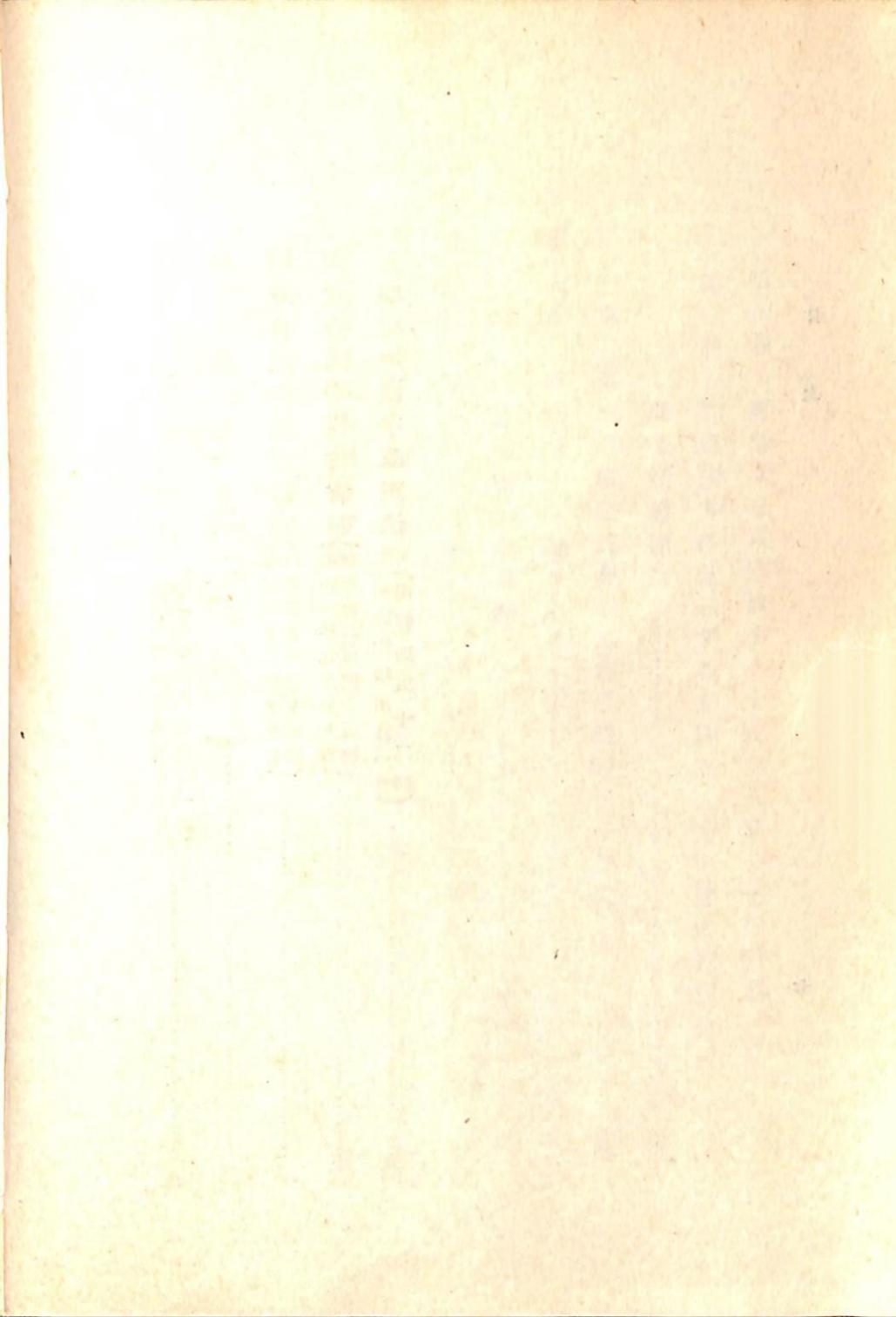
第一節	實地調査の爲にする土地立入其の他の行爲	一八三
第二節	實地調査の爲にする土地立入其の他の行爲に 因る損害補償	一八五
第十二章	國立公園委員會の組織及權限(第十二條)	一八七
第十三章	訴願(第十三條)	一九九
第十四章	行政訴訟(第十四條)	一九一
第十五章	罰則(第十五條)	一九二
第十六章	職權委任(第十六條)	一九五
第十七章	本法施行の期日(附則第十七條)	一九五

附 錄 關 係 法 規

國立公園法(昭和六年四月一日
法律第三十六號)

.....一

國立公園法施行期日の件	(昭和六年九月十九日勅令第二百四十一號)	九
國立公園法施行令	(昭和六年九月十九日勅令第二百四十二號)	一〇
國立公園法施行規則	(昭和六年九月十九日內務省令第二十五號)	一七
國立公園委員會官制	(昭和六年九月十九日勅令第二百四十三號)	三三
土地收用法中改正法律	(昭和六年四月十三日法律第五十三號)	三四



國立公園法解説

法學士 伊藤武彦著

緒言

國立公園法を制定し、我が國特殊の國土と國情とに適する國立公園を設定することは國民多年の要望であつたが、愈々其の機到り、去る第五十九帝國議會に國立公園法案が提出せられ、其の協賛を経て昭和六年四月一日國立公園法の公布を見た。茲に初めて我が國の國立公園の根本制度は確立せられたのである。

思へば我が國に國立公園問題が提唱せられたのは既に二十年の昔に遡るのであるが、其の時代に在りては未だ國立公園に關する明確な

る觀念もなく、況んや國立公園制度の輪郭に至つては全く不明であつて、或は國立公園と都市公園とを同一視し、或は只漠然と國家的公園と言ふ意味に考へられてゐたに過ぎない。國立公園の概念や其の制度の方針が稍明瞭になつて來たのは昭和五年一月内務省に國立公園調査會が設置されてからであつて、其の審議により國立公園制度の大綱は略々明になり、之に基いて國立公園法の制定を見たのである。次で本法の施行期日を昭和六年十月一日よりと定められ、之に伴ふて必要なる同法施行令、同法施行規則及國立公園委員會官制等の公布を見、茲に國立公園法は完全に實施せられたのであつて、之より同法の運用に依り愈々國立公園は實現せらるゝことゝなつたのである。故に此の實際國立公園制度の趣旨を明かにするの無用に非ざるを思ひ、國立公園法の大要に關し極めて平易通俗に條を逐ふて説明することゝする。

第一編 總論

第一章 序論

第一節 國立公園法の沿革

國立公園法の制定に依り國立公園の根本制度は確立せられたのであるが、其の制度たるや全く我が國初めての新しき制度であり、其の間朝野を問はず多大の努力が拂はれたのである。

我が國に於ける國立公園運動の歴史を顧みれば、今より二十年前即ち明治四十四年の第二十八帝國議會に、日光を帝國公園となすの請願が提出され、之が採擇せられたのが其の運動の始めである。其の後國立公園の實現に關する國民の要望は益々熾烈を加へ、國立公園の設置、

國立公園調査機關の設置等に關する建議請願は殆んど毎議會可成りの數に上り、第五十九帝國議會まで二百件の多きに垂んとする狀況であつて、國民總意の那邊に存するかが窺ひ知られるのである。

政府に於ても、國立公園の施設は國民の保健、休養、教化並に國民經濟上頗る重要なるものであつて、將來に於て我が國にも之を設置するの必要あることを認め、大正十年より優秀なる自然の素質及土地の分布等を參酌し、全國に亘り十六箇所の主なる國立公園候補地を物色して其の基礎的調査に着手し、昭和三年度を以て一通り其の調査を完了したのである。尙一方中央地方を通じ多數の國立公園協會又は國立公園期成同盟會の成立を見るに至り、國立公園の設定促進に關する民間の運動は愈々實際的となり益々熾烈を極むるに至つた。就中、中央に於ける國立公園協會は國立公園運動の中心を爲し、輿論の喚起と指導

に貢獻する所尠からざるものがあつたことは特記するに値する。

此の間國民の間には勝景の地に旅して雄大なる自然の懷に抱かれ、其の惠澤に浴せんとする風習が漸次盛んになりて、最近では國立公園候補地にして年々の探勝者二、三十萬人に上るものも少くないのである。而して此等の利用大衆の便に應ずる爲に、道路を始め交通機關宿泊設備等を整ふることが勢ひ必要となりて、地方にをける國立公園の運動は一轉して、政府の統制ある對策を待ち切れないうで、其の地元にて漫然と種々なる施設事業の一端に着手する趨勢を馴致し、既に風景の利用計畫を樹てて將來國立公園たるの基礎を作り、之が實現を容易ならしめやうと期するに至つたもの一二に止らない有様である。されば今にして根本政策を確立して地方に臨まなければ、他日國立公園の計畫事業に支障扞格を招來するの虞尠くないのである。又一面に

於ては近時産業の發達に伴ひ、國立公園候補地に在りて、他に掛け替へのない大勝景の核心を破壊せんとするが如き事例も往々惹起せられて居るのである。依つて今にして國土計畫の理想に基いて永遠に天然の公園として保護開發すべき地域を劃して置かなければ、悔を他日に貽さないとも限らないのである。加ふるに國立公園を通じて、我が國天與の大風景を廣く外國人に享用せしむることは、彼の觀光施設と相俟つて、我が國情を海外に紹介し、國際親善上寄與する所多きは素より、延ひて國際貸借改善の上に資するところ必ずや至大のものありと考へらるゝのである。右様な情勢に鑑みて、政府に在りては速かに國立公園たらしむべき個所の決定、施設經營法規の制定等之が實施計畫の大方針を樹立確定し、世人をして嚮ふ所を知らしむる爲、國立公園に關し關係各省の代表者及朝野の識者を網羅する一大調査會を組織す

るの緊要なるを認め、昭和五年一月十四日閣議の決定を経て内務省に國立公園調査會を設置することになつたのである。然し此の調査會は永續的のものでなく、國立公園法の施行に依り新たに生ずる國立公園委員會の成立迄の暫定的調査機關である。

第一回國立公園調査會總會は昭和五年七月十一日開催せられ、先づ左記調査項目を決定し、次で國立公園の選定に關する特別委員十一名及國立公園の制度に關する特別委員九名を指名し、夫々調査審議を附託せられた。

國立公園調査項目

一、國立公園選定方針

一、國立公園の設定運用

一、國立公園の施設

一、國立公園事業の執行と費用の負擔

一、國立公園の管理と費用の負擔

一、國立公園保護利用に關する制限

一、國立公園と各省との關係

一、國立公園法要綱

國立公園の制度に關する特別委員會は男爵藤村義朗氏を委員長とし、内務當局の原案に就き、昭和五年七月十七日以後十月十二日に至る迄、前後十回に亘る熱心なる討議の結果、左の如き國立公園法要綱及同法施行令要綱並に國立公園に關する各省協定事項の成案を見るに至り、同年十月三十一日第二回國立公園調査會總會開催せられ、特別委員長報告通り決定を見た。

國立公園法要綱

第一 本法を適用すべき国立公園は国立公園委員會の意見を聞き區域を定め内務大臣之を指定すること

前項の區域は御料地、國有地、公有地又は私有地に付之を定むることを得ること

第二 国立公園計畫、国立公園事業及其の執行者又は施行者は国立公園委員會の意見を聞き内務大臣之を決定すること

第三 国立公園事業は行政官廳之を執行すること

内務大臣特別の事由ありと認むるときは地方公共團體をして国立公園事業の一部を施行せしむることを得ること

行政官廳に非ざる者は勅令の定むる所に依り内務大臣の特許を受け国立公園事業の一部を施行することを得ること

第四 国立公園事業の執行又は施行に要する費用は行政官廳之を執行する場合に在りては國、地方公共團體をして之を施行せしむる場合に在りては其の

地方公共團體の負擔とすること

内務大臣特別の事由ありと認むるときは国立公園事業の執行に要する費用の一部を地方公共團體をして負擔せしむることを得ること

国立公園事業の施行に要する費用は其の一部を國庫より補助することを得ること

第五 国立公園は内務大臣之を管理すること

国立公園事業の執行に依り生じたる營造物は其の事業を執行したる者之を管理すること但し内務大臣特別の事由ありと認むるときは地方公共團體を指定して其の管理を爲さしむることを得ること

第六 第五第二項の規定に依る管理の費用は行政官廳之を管理する場合に在りては國、地方公共團體を指定して之を管理せしむる場合に在りては其の地方公共團體の負擔とすること

第七 国立公園に屬する内務大臣所管の公共用若は公用の國有地又は国立公

園事業の執行に依り生じたる營造物の管理者は其の占用若は使用に付占用料若は使用料を徴收することを得ること

前項の營造物の占用料又は使用料は其の營造物の管理の費用を負擔する者の収入とすること

第一項の占用料及使用料は管理者國稅滯納處分の例に依り之を徴收することを得ること

第八 内務大臣は國立公園委員會の意見を聞き國立公園の風致維持の爲其の區域内に特別地域及普通地域を指定することを得ること

前項の特別地域内に於て一定の行爲を爲さむとする者は命令の定むる所に依り内務大臣の許可を受くべきこと

内務大臣は前項の許可に國立公園の保護利用上必要なる條件を附することを得ること

第九 内務大臣は國立公園の保護利用の爲必要ありと認むるときは一定の行

爲を禁止若は制限し又は必要な措置を命ずることを得ること

前項の規定に依り禁止し又は措置を命じたる爲損害を被りたる私人に對しては勅令の定むる所に依り之を補償すること

第十 内務大臣は第八第二項の規定、第八第三項の條件又は第九第一項の命令

若は處分に違反したる者に對し原狀回復を命ずることを得ること

第十一 國立公園事業に關し實地調査の爲必要あるときは地方長官の許可を得て他人の土地に立入り、目標を設置し又は支障木竹を伐採することを得ること

國立公園又は國立公園事業に關し行政官廳に於て實地調査の爲必要あるときは地方長官に通知して前項の行爲を爲すことを得ること

前二項の場合に於て損害ありたるときは勅令の定むる所に依り補償を爲すべきこと

第一項及第二項の場合に於ては其の旨を豫め土地の所有者及占有者に通知

すべきこと

第十二 道路、苑地、廣場、運動場、野營場、宿舍其の他勅令を以て指定する施設に關する國立公園事業の爲必要な土地及土地の定着物又は之に關する權利は之を收用又は使用することを得ること

前項の收用又は使用に付ては第二の規定に依る事業の決定を以て土地收用法に依る事業の認定と看做すこと

第一項の規定に依る收用又は使用に關しては第二項に規定する場合を除くの外土地收用法を適用すること

第十三 國立公園委員會の組織及權限に關する事項は勅令を以て之を定むること

第十四 本法又は本法に基きて發する命令に規定したる事項に付行政官廳の爲したる處分に不服ある者は訴願することを得ること

本法に依り行政裁判所に出訴することを得る場合に於ては内務大臣に訴願

することを得ざること

第十五 本法又は本法に基きて發する命令に規定したる事項に付行政官廳の爲したる違法處分に因り權利を毀損せられたりとする者は行政裁判所に出訴することを得ること

第十六 第八第二項の規定若は第八第三項の條件に違反し又は第九第一項の規定に依る命令若は處分に違反したる者は六月以下の禁錮若は二百圓以下の罰金又は拘留若は科料に處すること

第十七 内務大臣は命令の定むる所に依り本法又は本法に基きて發する命令に規定したる職權の一部を地方長官に委任することを得ること

附則

本法施行の期日は勅令を以て之を定むること

國立公園法施行令要綱

第一 國立公園法要綱第三第三項の特許を受けむとする者は事業計畫書及圖

面を添へ内務大臣に申請すべきこと

第二 内務大臣は國立公園法要綱第三第三項の特許に國立公園計畫上其の他公益上必要な條件を附することを得ること

第三 國立公園事業の執行者又は施行者其の事業を實施せむとするときは實施設計畫及圖面を添へ内務大臣の承認又は認可を受くべきこと

第四 國立公園區域内の國有地に付ては主管の大臣と内務大臣と協議して其の管理大臣を定むること、其の管理換を爲さむとするときは更に大藏大臣に協議すべきこと

第五 國立公園に關する營造物の管理者は其の管理方法を定め内務大臣の認可を受くべきこと

第六 特別地域内に於て左の各號の一に該當する行爲を爲さむとする者は國立公園法要綱第八第二項の規定に依り内務大臣の許可を受くべきこと

一 工作物の新築、改築又は増築

二 水面の埋立又は干拓

三 鑛物の試掘、採掘又は砂鑛物の採取

四 木竹の伐採

五 廣告物、看板其の他之に關する物件の設置

第七 特別地域内に於て左の各號の一に該當する行爲を爲さむとする者は其の行爲の日より十四日以前に其の旨を内務大臣に届出づべきこと

一 開墾、土石の採掘其の他土地の形質の變更

二 木竹の植栽

三 家畜の放牧

四 水産動物の採捕又は養殖

第八 普通地域内に於て第六及第七の各號の一に該當する行爲を爲さむとする者は其の行爲の日より十四日以前に其の旨を内務大臣に届出づべきこと

第九 第六乃至第八の行爲にして豫め内務大臣の認可を受けたる事業計畫に

基きて爲すもの及風致維持に影響を及ぼす虞なきものに付ては許可を受け又は届出を爲すことを要せざること

第十 行政廳第六に規定せる行爲を爲さむとするときは内務大臣の承認を受くべきこと

行政廳第七又は第八に規定する行爲を爲さむとするときは豫め其の旨を内務大臣に通知すべきこと

前二項の場合に於ては第九の規定を準用すること

第十一 國立公園法要綱第九第二項又は同法要綱第十一第三項の規定に依り補償すべき損害は通常生ずべき損害に限ること

第十二 國立公園法要綱第九第一項又は同法要綱第十一第二項に基く補償は政府之を爲すこと

前項の補償は國立公園法要綱第九第一項の命令又は同法要綱第十一第二項の行爲を爲したる日より三月以内に之を爲すべきこと

前項の補償を受くべき者補償金額に付不服あるときは其の金額決定の通知を受けたる日より三月以内に前項の期間内に其の決定の通知を受けざる場合に於ては其の期間經過後三月以内に通常裁判所に出訴することを得ること

第十三 國立公園法要綱第十一第一項に基く補償は其の行爲を爲したる者を爲すべきこと

前項の補償にして其の金額に付協議調はず又は協議を爲すこと能はざるときは許可を爲したる地方長官之を裁定すること

前項の裁定に不服ある者は其の通知を受けたる日より三月以内に通常裁判所に出訴することを得ること

第十二第三項及前項の場合に於ては訴願し又は行政裁判所に出訴することを得ること

第十四 國立公園法要綱第十一第一項の行爲を爲す者は地方長官の許可證同

法要綱第十一第二項の行爲を爲す當該官吏は其の證票を携帶し關係者の請求ありたるときは之を示すべきこと

第十五 橋梁、埠頭、水道、下水道、博物館、動植物園及防火施設は國立公園法要綱第

十二第一項の規定に依り之を指定すること

第十六 第七又は第八の規定に違反したる者は百圓以下の罰金又は拘留若は

科料に處すること

附 則

本令は國立公園法施行の日より之を施行すること

國立公園に關する各省協定事項

宮内省關係

イ、國立公園の指定、計畫又は事業にして御料地に關係あるものに付ては國立公園委員會に附議する以前に於て豫め宮内省の承認を得ること

ロ、國立公園の事業たる旅館、休憩所、運動場、道路等の敷地に必要なる御料地は當

局事業上支障なき限り貸付其の他の方法を以て施設に支障なからしむること

ハ、風致其の他公園の主要目的の爲必要な土地にして御料地として必要なきものあるときは讓渡に付協議すること

ニ、御料地經營の爲にする施設にして國立公園の目的にも供用し得るものは當局事業上支障なき限り使用せしむること

ホ、御料林の施業の方針は施業案決定前其の大綱に付内務省に協議すること

大藏省關係

イ、國立公園の指定及計畫にして其の區域内の國有地に關係あり國有財産法上大藏省に協議を要するものに付ては國立公園委員會に附議する以前に於て豫め大藏省に協議すること

ロ、大藏省所管の雜種財産たる土地は之を内務省へ管理換すること但し大藏省に於て之を管理することを必要とする特別の事由あるものに付ては内務省

と協議の上之を大藏省に留保すること

ハ、前號但書に依り大藏省に留保したる雜種財産たる土地を處分せむとするときは豫め内務省に協議すること

文部省關係

イ、國立公園法要綱第二に依り内務大臣に於て計畫及事業の決定に付國立公園委員會に附議する場合に史蹟名勝天然紀念物保存法に依りて指定せられたるものに關係あるときは豫め文部省に協議すること

ロ、國立公園法要綱第八及第九に依り内務大臣に於て許可、命令若は處分を爲す場合、史蹟名勝天然紀念物保存法に依りて指定せられたるものに關係あるときは豫め文部省に協議すること

ハ、國立公園區域内に於て史蹟名勝天然紀念物保存法第一條に依る指定及第四條に依る命令若は處分を爲さむとするときは豫め内務省に協議すること

農林省關係

イ、國立公園の指定及計畫(地域、地區)の設定、森林取扱上必要なる施設の計畫を含むにして其の區域内の國有林野に關係あるものに付ては國立公園委員會に附議する以前に於て豫め農林省に協議すること、尙之に依りて農林省に於て國立公園區域内の國有林野に關する施業案を編成又は改訂したるときは其の實施前內務省に通知すること、其の後に於て國立公園計畫に影響を及ぼすが如き施業案の編成又は改訂を爲さむとするときは豫め內務省に協議すること

ロ、行政廳內務大臣の承認を受くるを要する行爲と雖も前號の施業案に基く行爲は特に規定の運用上其の承認の手續を要せざるものとして取扱ふこと

ハ、國有林野中旅館、運動場、野營場等の敷地及其の附屬地を包含したる集約施設地域に屬する土地の管理は內務省之を行ふこと

ニ、前號の地域以外の國有林野に於ける國立公園事業にして森林經營の目的に合致する事業及其の管理は農林省之を行ふこと

ホ、國立公園事業上必要なる自動車道路の敷地の管理は前號の地域に拘はらず
内務省之を行ふこと

ヘ、國立公園區域内に於ける不要存置國有林野に屬する土地にして國立公園計
畫上重要な土地の管理は内務省之を行ふこと、但し部分林、保管林、委託林、豫
約開墾地、及長期貸付地に付ては此の限に在らざること

ト、前各號は國有林野以外の農林省所管の國營地に之を準用すること

チ、國立公園區域内に於ける保安林の編入解除を爲さむとするときは豫め地方
長官をして内務省に稟伺せしむること

リ、國立公園區域内の國有林野を處分せむとするときは豫め内務省に協議する
こと

斯くして内務省に於ては國立公園調査會の報告を適當なりと認め、
其の調査決定せる國立公園法要綱を骨子として國立公園法案を立案

し、關係各省と協議を遂げ、愈々第五十九帝國議會に政府案として提出の運びとなつた。而して國立公園法案は昭和六年二月二十四日先づ衆議院本會議に上程を見、十八名の委員附託となり、八木逸郎氏を委員長とし、二月二十八日より三月九日に至る迄前後五回に亘り政府當局と質問應答を重ね、滿場一致原案通り可決せられ、三月十日の本會議に於て同様滿場一致を以て委員長報告通り可決確定せられた。

尙次で三月十一日の貴族院本會議に上程され、九名の委員附託となり、侯爵蜂須賀正韶氏を委員長とし、三月十一日より三月二十四日に至る迄前後三回に亘り、政府當局と質問應答を重ね、之亦滿場一致原案通り可決され、三月二十四日の本會議に於て委員長報告通り可決確定せられた。

國立公園法は斯の如く超黨派的問題として朝野一致の支持の下に、

御裁可を経て、昭和六年四月一日法律第三十六號を以て公布せられた。次で九月十八日本法の施行に必要な附屬命令は總べて制定公布せらるゝに至つた。茲に於て我が國に於ける國立公園の根本制度全く其の確立を見、公園行政に關する一新生面を開くに至つた。然かも其の法規の構成たるや外國にも類例を見ない誠に整然たる體系を備へてをることは誇るに足るものである。斯くて今後の問題は一に具體的に如何なる箇所を選定すべきやに繋つてゐるが、之に關しては新制度に依る國立公園委員會に附議決定される段取となるのであるが、其の選定の方針に就ては國立公園調査會における選定に關する特別委員の調査報告に俟つ所大なるものがある。

第二節 國立公園法の目的

國立公園法を制定したる目的は第五十九帝國議會にをける國立公園法提案理由に示せる如く、我が國自然の大風景地を保護開發して、一般世人をして容易に之に親しましむるの方途を講じ、國民の保健休養乃至教化に資せしめんとする文化的使命と、延いては外客誘致に資し國際貸借改善上寄與せしめんとする經濟的的使命とを遂行せんが爲である。

國立公園は國民の保健休養教化を主眼とするものである。自然の山岳原野を跋渉して野外の日光大氣に浴し、運動によりて身體を鍛鍊し、或は都市農村に於ける日常の煩雜なる生活を脱して其の焦燥せる心身の休養を圖り、或は其の自然の雄大なる風景に接して靈感を享受し、或は偉大なる野外の教室として自然物自然現象等を觀察研究して博物に關する知識を體得せんとするが如きことは、物質文明の壓迫荷

重に惱める現代文明國共通の國民的要望であり、國立公園はそれを果すべき最も主要なる文化的使命を擔へるものと言ふことが出来る。

加ふるに國立公園は風景を資源とする一種の産業であつて、所謂ツ
ーリスト・インダストリーは近時各國競ひて之が發展に努めてゐる。

本邦は夙に世界的風景國として定評ありて、近次我が國に來遊する外國人は年々三、四萬人に上り、其の消費する金額は年々五千萬圓に達し、國際貸借上重要な項目と見られてゐるのであるが、其の觀光外客の多くは東京、日光、箱根、京都、奈良、雲仙等の一部を訪れて引揚ぐる様な次第であるから、國立公園の積極的施設によりて世界に於て特徴ある大風景地を外人に紹介し、其の足を更に永く我國に留まらしむることを得ば、自他共に裨益する所甚大であり、我國家經濟上重要問題たる國際貸借改善の趣旨にも副ふこととなる。即ち自然の大風景を存する地

域の如きは之を産業資源として開拓せむよりも、寧ろ之を國立公園として風景資源たらしむるを以て有利且つ重要なる國家經濟的意義を有するものと謂ふべきである。

國立公園の地域は天然の造成に係る自然の大風景にして、全く他にかげがへのないものであるに拘らず、近時經濟事業の發達に伴ひ、動もすれば其の大勝景を破壊するが如き事態の惹起せらるゝことが屢々あるので、之が防止の爲法規を以て公用制限を定め、其の風景保護を圖るの必要がある。又地方に於て此の地域につき漫然と無計畫に種々なる觀光施設の經營に着手するものがあること等に鑑みるときは、速に法規を以て國立公園としての計畫、事業、執行、管理等其の統制運用に關する基準を示すの必要緊切なるものがある。是等の事由に基き國立公園法は制定されたのであるが、更に進んで國立公園法は將來に於

ける所謂國土計畫の理想としての國土裝景に對する重要なる意味を暗示するものと言ふべきである。

第三節 國立公園法の效力

國立公園法の效力に關しては土地に關する效力と時に關する效力とに付、簡單に説明を爲すこととする。

國立公園法の土地に關する效力は他の一般行政法規と同様に内地に限られ、植民地に對しては行はれないことを原則とする。而して法律の全部又は一部を之等の土地に施行する場合に於ては、別に之を施行すべき旨の勅令を必要とする。又國立公園法を其儘施行するの困難なる場合に於ては、勅裁を経て制令律令に依り規定することを得るのである。然して朝鮮臺灣等の植民地の國立公園に就ては、拓務省及

植民地當局に於て夫々研究し、朝鮮では金剛山、臺灣では新高山に付き調査中なれば、其の結果を俟ち、國立公園法を此等の土地にも施行するや否やの問題を生ずるに至るであらう。

國立公園の時に關する効力は法律不遑及の一般原則に基き、其の實施以後より効力を生じ、其の以前に及ぼさないのは當然である。而して國立公園法の施行期日は勅令を以て定められ、十月一日より施行せらるゝことになつたのである。

第二章 國立公園の概念

第一節 國立公園の意義

定義 國立公園トハ自然ノ大風景ヲ保護開發シ國民ノ保健休養教化ニ供

用スル爲國ノ設定スル公園ヲ謂フ

國立公園の意義如何に關しては國立公園法中に明文を置かれざるも、觀念上自ら定まれるものがある。即ち主務當局たる内務省に於ては國立公園に前記の定義を與へ、此の觀念の下に國立公園法を制定したのである。惟ふに新に國立公園制度を創建するに當り我國に生るべき國立公園を如何に觀念すべきや、或は國立公園の宗家であり典型であるアメリカ合衆國の國立公園に倣ふべきか、或はカナダの國立公園に模すべきか、將た又歐洲諸國に於ける國立公園に範を採るべきかは實に重要な問題である。蓋し國立公園の先達たるアメリカ合衆國に於ては一九一六年より國立公園行政を整備して國立公園と國家紀念物とを嚴格に區別し、國立公園は消極的な天然保存を目的とする國家紀念物とは異り、自然的原始的大風景の保存保護を圖ると共に、積

極的に公衆の利用の爲開發するを目的使命となし、爾來赫々たる存在を持つて來た。カナダの國立公園にあつては國立公園と國家紀念物とを併合混同して觀念せられ、爲に其の存在の意義が明確を缺いて居る。又歐洲諸國に於ける國立公園は全く消極的なる自然保存區域と同一であつて、國立公園即國家紀念物と觀念せられて、國立公園の發達過程に於ける極めて幼稚なる思想である。曩に國立公園調査會に於て國立公園の制度を審議するにあたり、我國に於ては既に消極的自然保存を目的とする國家紀念物即ち史蹟名勝天然紀念物保存の制度あるに鑑み、之と區別して國立公園を觀念するを適當とし、國立公園の典型たるアメリカ合衆國の國立公園に倣ひて、保護開發の積極的目的を有する國立公園の制度を採用するを可とし、前記の如く國立公園を定義したのである。

國立公園は自然の大風景を保護開發して國民に供用せしむる公園である。即ち國立公園は人爲でない天然の成した自然の國家的大風景を及ぶ限り永遠に亘つて保護し、國民の保健と其の心身体養の爲に享用せしめ、之に接する國民に日常體驗し難い偉大なる靈感を與ふると共に、觀察研究鑑賞の爲に備ふるの目的を以て設定する公園である。従つて自然の大風景を保護することゝ、其の公衆利用の途を全くする爲に開發施設を講ずることゝは、國立公園の二大使命であり、雄大なる自然の大風景と國民的利用とは國立公園の本質である。

而して國立公園は國の設定する公園である。即ち主務大臣の指定によりて其の設定を見、國立公園の二大使命たる保護開發の統制は國自ら之に當り、其の事業は國に於て執行するを原則とする。此の點に於て國立公園は公共團體の設定する公園と形式的に區別せらるゝの

である。

第二節 國立公園と史蹟名勝天然紀念物及

保安林との制度上の差異

國立公園の概念を明かにする爲には、現行法規上之と最も相類似せる制度である史蹟名勝天然紀念物保存制度及保安林制度との差異を述べることが便宜である。

史蹟名勝天然紀念物保存法制は現存する自然の消極的保存を目的とするものであり、其の運用は比較的小規模のものに止る。然るに國立公園法制に在つては、風景地の消極的保存に止まらず、更に風景の保護開發に關する計畫、事業の執行等積極的な目的を有する點に於て之と異なる。

保安林は其の目的とする所は、主として國土保安、産業保護にありて、國立公園とは其の目的を異にする。又保安林制度中に偶々風致林を認むるも、産業官廳の統制の下に在つて之が設置を國立公園の如き大地域に及ぼすが如き運用は、之を森林法に期待することは至難である。加ふるに風致林の制度は森林以外の河川、湖沼、原野、田畑等に及ぼすことを得ざるのみならず、又工作物に關する制限も其の運用に俟つことを得ない。之に反し國立公園の制度は自然の大風景地である限り、其の森林なると否とに拘らず、廣く適用せられ、又風致の保護開發に關する積極的施設を講ずるに遺憾なからしむる點に於て之と異なる。

第三節 現行法令に於ける公園と國立公園との關係

國立公園は近代的立法に屬するものであるから、現行法令に於て公

園なる文字を用ひたる場合、國立公園を含むや否やに就ては一應之を含まないものと解すべきが如きであるけれども、元來法律の解釋は其の立法の精神を類推して解釋すべく、其の法令に於て公園に付規定を爲したのは抑も如何なる趣旨に基くものであるかを探究し、若し其の法令が國立公園法制定後に立案せられたとすれば、國立公園に就ても同様の規定を置くべかりしや否やに依つて決する外はない。勿論現行法令に於ける公園で國立公園を含まないことの明瞭なもの、即ち公共團體の設定する公園を意味するものに在つては問題を生ずる餘地がない。試みに現行法令における公園の用語が國立公園をも包含する法規と然らざる法規とを分類して列擧すれば左の如くである。

一、國立公園を包含する法規

1 國有林野法第十五條

- 2 要塞地帯法第十五條
- 3 鑛業法第十一條
- 4 明治三十九年內務省令第十七號屠場の構造設備標準
- 5 森林法第七條
- 6 警察犯處罰令第二條及第二十八條
- 7 運河法施行規則第三條及第七條
- 8 地方鐵道法施行規則第十一條
- 9 市街地建築物法施行令第四條及第十條
- 10 市街地建築物法施行規則第十九條、第二百一十一條、第二百二十九條及第四百一十一條
- 11 家畜傳染病豫防法第十七條
- 12 瓦斯事業法施行規則第三十三條

二、國立公園を包含せざる法規

1 明治六年太政官布告第十六號勝區舊蹟等衆庶遊觀の場所へ
公園設置の件

2 大正三年法律第三十七號公共團體の管理する公共用土地物
件の使用に關する件

3 狩獵法第十一條

4 都市計畫法第十六條

5 特別都市計畫法施行令第一條、第二十五條及第二十七條

第三章 外國の國立公園の概觀

國立公園(National Park)はアメリカ合衆國に發祥して漸次世界各國
に影響し、夫々國土と國情とに適切なる國立公園又は之に類する施設

を見るに至つた。今其の各國に於ける國立公園の現状を概説するこ
とは、國立公園の概念を得るに裨益するのみならず、將來我國の國立公
園の施設經營に關し教へらるゝ所少くないのである。

第一節 アメリカ合衆國の國立公園

アメリカ合衆國の國立公園は單に沿革が古いばかりでなく、其の規
模も頗る宏大であり、施設は最も完備して居り、凡べての方面から見
て全く各國の範として採るに足るものである。アメリカ合衆國の國立
公園政策に就て見るに其の初期に於ては、國立公園と國家紀念物とを
區別しないで總括して國立公園と命名し、併も消極的な保存主義であ
つたが、一九一六年より其の中央政府にをける國立公園行政を整備し
て國立公園と國家紀念物とを區別し、前者は保護と開發とを兼ね、後者

は單なる保存を目的とすることになつた。之よりして國立公園の政策と事業とは積極的となり、保存保護に對して開發利用は頗る重大なる使命となつて今日に到つたのである。

イ、箇所

一八七二年エローストン公園の創設以來最近迄漸次増設せられて、其の數二十二箇所に達した。

ロ、面積

總面積

三、三〇三、九五九_{町步}

一公園の平均面積

一五〇、一八〇

最大なる公園の面積

八七四、一六三

最小なる公園の面積

三一三

ハ、土地所有關係

國立公園の土地は大部分國有地であつて、近年民有地に國立公園を設定せんとする場合には地元の寄附を受け、國有地と爲したる上、國立公園の設定を爲すの方針を採つて居る。從來の國立公園で私有地を多く包含するものに在りては全區域の三五%に及ぶものがあり、全然私有地を有せざるものは八箇所である。

ニ、管 理

内務省に國立公園局を設け、各國立公園には夫々國の管理署を置き、國が直接管理して居る。又國立公園の新設に付ては政府の任命する特別委員會の意見を徴したる上、議會の法律によりて決定するの形式を採つて居る。アメリカ合衆國の國立公園管理上特に注目すべきは、國立公園内又は將來國立公園に編入せらるゝ見込の土地に對して、水力電氣、灌漑、用水其の他風景と調和し得ない

事業が計畫せらるゝ場合には徹底的に之を排除して來てゐることである。殊に最近には愈々大英斷によりて國立公園區域に對しては、水力電氣法を適用せずといふ法律を通過せしめてゐる。

ホ、國立公園事業

國立公園事業の種類により國の執行するものと、特定の國立公園會社に特許して之を執行せしむるものがある。此の國立公園會社は各公園毎に創設せしめ、ホテル、乗合自動車等公園利用に關する積極的事業を政府の監督の下に經營せしめて成績を擧げて來た。而して國は主として公園の管理と道路の築造維持に力を傾けて居る。因に國立公園は其の設置に着手せられてより約六十年を経過したる今日、其の完成に近きものは六、七箇所に過ぎず、他は總て開發の途中にあるものである。

へ、利用の狀況

最近一ケ年間の利用者總數は二百四十萬人に達し、一公園平均の利用者數は十二萬四千人である。一公園にして利用者數の最大なるは四十九萬人、最少なるは六百五十人である。

ト、經費

一九〇四年より一九二六年に至る間アメリカ合衆國が國立公園に投じた經費は二千六十萬弗、其の收入は四百八十八萬弗に上つて居り、最近一ケ年間の經費は三百二十四萬弗、收入は七十萬弗に達して居る。又公園收入の内約三分の二は自家用自動車の入園料であつて、公園利用者總數の約三分の二は自家用自動車で入園してゐる事實は注目に値する。而して民間より支出せられた經費は不明なるも、國の經費より遙かに多きものと信ぜらるゝ。

第二節 カナダの國立公園

カナダの國立公園は世界最大のジャスパー國立公園を有するばかりでなく、其の公園管理機關として内務省に國立公園局を設置した點でも、アメリカに先鞭をつけて居り、ホテル其他の設備上或は公園經營上に於ても、アメリカと比べて其の特色を誇り得るものがある。

イ、箇所

カナダ國立公園は一八八七年ロッキーマウンテン國立公園創設以來今日迄隨時増設せられ、動物保護並に史蹟保存の爲の公園を合せて總數十九箇所を數ふる。此の内風景本位の國立公園は十一箇所である。

ロ、面積

總面積(風景本位の國立公園) 三、一八九、五三一^{町步}

一公園の平均面積 二八九、九五七

最大なる公園の面積 一、一八〇、四三三

最小なる公園の面積 七

ハ、土地所有關係

風景本位の大公園の土地は總て國有地であるが、小公園及史蹟保存の國立公園中には私有地を含むものがある。

ニ、管理

内務省に國立公園局を置き、各公園の管理機關としては國立公園委員會を設置して、國立公園事務を管掌せしめて居る。又國立公園の新設に付ては議會の協賛を経て、法律によりて決定するの形式を採つて居る。

ホ、国立公園事業

国立公園事業の種類によりて、國の執行するものと、私人に特許して行はしむるものとがある。唯アメリカ合衆國に比べると、政府の直營事業は一層廣く、且つ園内に於て市街地、別莊地等を設定して居住を許すこともアメリカと異り、可成り植民政策を加味して公園事業を行つて居る。又ホテル、交通機關等に就てもアメリカの如き獨占的經營を決して認めないのである。因にカナダに於ける国立公園は今日完成に近き大公園は二三箇所を過ぎず、他は總て未開發の状態にある。

へ、利用の狀況

一九二七年に於ける公園の利用者總數は三十六萬人であつて、一公園で利用者數の大なるものは十二萬七千人に上つて居る。

ト、經費

一九一二年より一九三〇年に至る國立公園の經費總額は千四百五十九萬弗で、其の收入は右支出に對して約二割見當である。尙一九三〇年度の國立公園費は百三十九萬弗に達した。

第三節 イタリーの國立公園

イタリイ最初の國立公園は一九二三年に實現した。其の實現に對して中心となつて努力したものは山岳會であるが、此の外に天然保護協會、旅行協會等がある。

イ、箇所

一九二三年アブルツツォ國立公園の設定以來三箇所の設立を見た。尙ほ其の増設運動も盛んであるが、當局者は其れには耳を籍

さないで、當分既設三箇所の施設を充實することに努力するもの
の如くである。

ロ、面積

一箇所平均數萬町歩である。

ハ、土地所有關係

御料地、公有地、私有地等を主とする。而して之等の土地に對して
は國立公園委員會は國立公園の保護利用上必要なる私法上の權
利を設定したる上、國立公園の區域を定むる方針を採つて居る。

ニ、管理

民有地を主とするもの或は御料地を主とするもの等夫々の場合
に適當なる管理機關を設置することとし、民有地を主とする場合
にあつては、法律により管理機關として國立公園委員會を設立せ

しめて居る。

ホ、国立公園事業

国立公園事業に付ては國と地方の外、山岳會、天然保護協會、旅行協會等が協力して漸次大成の爲に努力しつゝあるが、設定後日尙ほ淺く未だ特筆に値するものがない。

へ、利用の狀況

国立公園の箇所によりて民衆的利用を見るものと、一部登山家、學者等に限らるゝものがある。

ト、經費

国立公園の管理費は國庫支辨であつて、一箇所に對し年額數萬圓に及ぶ。

第四節 其の他の諸國に於ける國立公園

歐洲大陸に於て、名勝天然紀念物等を産業其の他の目的に依る破壊より免れしむる爲の運動、或は野外の休養地又は天然公園としての好適地を公衆保健の目的で國又は、公私團體の手で保留する運動は、當時のアメリカ合衆國の國立公園に刺戟せられ、其の影響の下に、十九世紀末より二十世紀初頭にかけて、漸次發達の機運に向ひ、イタリーの外スキス、オーストリア、ドイツ、スウェーデン、ノールウェー等に於て國立公園又は之に似たるものの實現を見るに至つたのである。尙ほ最近報ずる所によれば、イギリスに於ても政府に國立公園調査委員會を設置して其の實現を企圖して居る模様である。

スキスに於ては、自然の風景並に動植物の自然生育状態が次第に

侵害せらるゝ傾向あるに對して、之を保護せんとする目的を以て、グリンエンガディーンの地域を選びて調査の結果、一九〇九年に此の保護區域が成立した。今日では面積一五〇平方籽で、政府監督の下にある國立公園委員會の手によりて管理せらる。其の名も國立公園と呼ばれてゐるが、之は一部研究家の爲の施設であつて、決して公衆の爲の公園ではない。従て此の種の保護區域を國立公園と命名するは失當の謗を免れない。スウェーデンに於て所謂國立公園と名づけられるものは總數十三箇所であつて、スウェーデン科學學士院の管理に屬してゐる。此の國の國立公園も亦一種の天然保護區域であるが、釣魚を許し、宿泊、旅行等に對して相當の便宜を計るなど、公衆の慰樂休養にも利用せしむる施設を具ふるを以て、スウェーデンの國立公園の如き嚴密なる意義に於ける保護區域とは異つてゐる。ノールウエーの國立公園

は五箇所であつて、國家機關によつて管理せらるゝ國立公園ではなく、ノールウエー天然保存協會の管理に係つてゐる。次にドイツ及オーストリアに於ては所謂國立公園と名づけられるものなく、之に近い性質を有する天然保護公園(Naturschutz Park)がある。此の天然保護公園は自然及自然の景觀を原始状態に於て保存し、廢滅に歸せんとする動物を保護し、避難せしめんとするものである。是等も地方自治團體又は個人の管理經營に屬するものである。

歐洲諸國に於ける國立公園は叙上の如く、大體に於て消極的の天然保存を目的とするものが多く、積極的に保護開發を目的とするアメリカ合衆國の後期國立公園の如き眞の意味に於ける國立公園は容易に見出し難いのである。唯近時イタリヤに於ける國立公園が漸次此のアメリカ合衆國の後期國立公園型に追隨轉化せんとする傾向あるは

注目に價するものである。歐洲諸國の國立公園の共通の體型の斯くの如きは、其の由來する所當時十九世紀末乃至二十世紀初葉に於けるアメリカ合衆國の前期國立公園、即ち消極的國立公園の影響を受けて發達したるに由るものであると共に、一面には歐洲に於ては一般に保護開發を目的とする積極的意義を有する國立公園の實現し難き特殊の事情と理由とが存在してゐる。即ち歐洲諸國は國土隈なく開拓せられ、アメリカに於けるが如き廣大なる原始的大風景を發見することが出來ない。元來土地に關する種々の條件がアメリカと異り、國家が其の風景地に干渉しなければならぬほどに重要なものが存しないと云ふのが其の實相なのである。又スウヰスには世界的風景地は廣く存在しても、それは多くは既に十分風景地として開發せられてゐて、特に地域を限りて開發するの必要が認められなかつたのである。かゝ

る事情の國に於て、國が統制すべき風景地が存左するものとせば、それは國家紀念物又は天然保護區域で満足すべきものである。又歐洲諸國は何れも小國であつて、歐洲全土がアメリカ一國にも匹敵し得ない小旅行區域である。そこにスウキスの如き一大國立公園に相當する風景があるから、他の國々に於ては此の種の施設は不必要であると云ふべきである。翻つて我國には、斯くの如き特殊の事情なく、全く之と反對の情況に立つを以て、歐洲諸國とは異り、保護開發と云ふ積極的目的を有する眞の意義にをける國立公園制度を採用することを得たのは幸である。

第二編 各論

總論に於て國立公園法の輪郭や國立公園の概念を明かにしたから、以下本編に於ては國立公園法の各條に付、其の規定の趣旨及意義を説明することとする。

第一章 國立公園の指定

第一條 國立公園ハ國立公園委員會ノ意見ヲ聽キ區域ヲ定メ主務大臣之ヲ指定ス

本條は國立公園設定の根本たる國立公園の指定に付ての規定である。而して其の指定は主務大臣に於て區域を定めて之を爲すのである。

るが、其の關係する所頗る大であり、利害の及ぶ所亦極めて廣いのであるから、苟くも此の重要な指定に過誤なきを期せんが爲には、國立公園委員會と云ふ主務大臣の諮問機關を設けて、廣く關係官民の意見を聽くの方法に依つて之を爲すこととし、處務を慎重にしたのである。

第一節 國立公園指定の意義

茲に所謂國立公園の指定とは國家が國立公園を設定する行政行爲を謂ふのである。即ち此の指定は具體的に如何なる地域を特定して國立公園と爲すかの國權の發動を意味し、國立公園は之に依つて始めて世の中に生れ出づるのである。斯くの如く此の指定は法律上より見れば一箇の行政行爲たるに過ぎないけれども、實質上より見るときは極めて重要な意義を包藏するものである。従つて本法は最高行